

公告第1号

入札公告

一般競争入札（事前審査型条件付一般競争入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年5月8日

むつ市長 山本知也

記

1 競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 第23KS01号
- (2) 工事名 (仮称) むつ市防災食育センター建設工事
- (3) 工事場所 むつ市大字関根字北関根地内
- (4) 工期 発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和7年2月14日まで
- (5) 工事概要
 - ①工事種目
 - ア (仮称) むつ市防災食育センター建設工事
 - ・鉄骨造 2階建て 新築
 - ・建築面積 2,207.57㎡
 - ・延べ面積 2,607.24㎡
 - ・耐震安全性の分類 構造体 I類
建築非構造部材 A類
建築設備 甲類
 - イ 外構
舗装、側溝、フェンス、浸透枡等
 - ②工事内訳
 - ア 建築一式工事
 - イ 電気設備工事一式
 - ウ 機械設備工事一式
 - エ 厨房設備工事一式

(6) 予定価格 ￥3,007,400,000.-

(7) 低入札価格調査制度による調査基準価格設定 有

(8) 前払金 有

(9) 中間前金払及び部分払について

請負代金額が100万円以上の工事については、請負業者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

(10) 市内企業の優先選定

① 下請けを行う場合の市内企業の優先選定

ア 受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、むつ市内に本店又は営業所等を有する者（以下「市内企業」という。）を優先的に選定するよう努めるものとする。

② 地元建設資材の優先使用

ア 受注者は、建設資材を調達するに当たり、地元産材を活用するよう努めるものとする。

イ 受注者は、建設資材を調達するに当たり、市内企業から調達するよう努めるものとする。

(11) その他

① 当該工事は、防衛省より「防衛施設周辺の環境の整備等に関する法律」に基づく補助を受けており、当該補助金の交付決定に応じて「その1工事」「その2工事」に区分する。

② 「その2工事」については、当該補助金の交付決定まで着手できないものとする。

③ 支払い条件については、別紙1のとおりとする。

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体の基本的要件、結成手続き等については、むつ市建設工事共同企業体取扱要綱（平成30年告示第28号）によるものとする。

(2) 共同企業体の構成員の数等

① 構成員数

3者以上5者以内とし、次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第3条の規定による建築一式工事、電気工事、管工事のいずれかの許可を有する者により構成すること。

イ 建設業法第3条の規定による建築一式工事の許可を有する者を1者以上構成員とすること。

ウ 建設業法第3条の規定による電気工事、管工事のいずれかの許可を有する者を1者以上構成員とすること。

② 構成員の最低出資比率

ア 構成員の数が3者の場合 100分の20

イ 構成員の数が4者以上の場合 各構成員の均等割とした場合の出資比率の100分の60に相当する比率

(3) 共同企業体の資格要件

① すべての構成員の資格要件

- ア 令和5・6年度のむつ市入札参加資格者名簿に登載されている者で、むつ市内に本店及び営業所を有すること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ウ 本工事の公告の日から開札の日までに、むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成24年訓令甲第5号）による指名停止措置を受けていないこと。
- エ 本工事の公告の日から開札の日までに、会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。

② 代表構成員の資格要件

- ア 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における建築一式工事の総合評定値（P）が800点以上であること。
- イ 出資比率が構成員中最大であること。
- ウ 当該工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で工事現場に配置できること。

③ 代表構成員以外の構成員の資格要件

- ア 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における総合評定値（P）が次の要件を満たすこと。
 - 建築一式工事 700点以上
 - 電気工事 700点以上
 - 管工事 700点以上
- イ 当該工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で工事現場に配置できること。

3 入札参加資格審査

- (1) 当該工事の入札に参加を希望する者は、共同企業体を結成の上「入札参加資格審査申請書及び提出資料」を令和5年5月24日（水）までに提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。
- (2) 市は入札参加資格を審査し、その結果を令和5年5月25日（木）までにファクシミリにより通知する。
- (3) 当該工事の入札に参加できる者は、入札参加資格を有すると認められた者に限る。
- (4) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議あるときは、異議を申し立てることができる。

4 入札参加資格審査に係る提出書類

- (1) 入札参加資格審査申請書 【様式第1号】
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（任意様式とし、協定期間は契約の終了の日後3月を経過するまでの間とする。）
- (3) 配置予定技術者調書 【様式第2号】
- (4) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員の分）
- (5) 委任状 【様式第3号】（代表構成員への権限委任に関するもの）

5 提出書類の受付等

- (1) 受付期間 令和5年5月9日（火）から令和5年5月24日（水）まで
ただし、土曜日と日曜日を除く。
- (2) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は午前9時から正午までとする。
- (3) 受付場所 むつ市役所 財務部 管財・施設経営課 契約グループ
- (4) 提出方法 持参による。
- (5) その他
 - ① 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - ② 提出された書類の差し替え及び訂正は認めない。また、提出された書類の内容を聴取し、別途関係書類の提出を求めることがある。
 - ③ 入札参加資格を有する者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。
 - ア 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - イ 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ウ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

6 設計図書（設計図、契約内容説明書、仕様書）等の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和5年5月8日（月）から令和5年6月18日（日）まで
- (2) 縦覧方法 むつ市ホームページに掲載
<http://www.city.mutsu.lg.jp/work/bid/index.html>
- (3) 公告に関する質疑がある場合は、令和5年6月14日（水）正午までに、質問書を提出すること。（ただし、共同企業体の構成等に関する質疑は令和5年5月22日（月）正午までに質問書を提出すること。）
 - 提出先：むつ市役所 財務部 管財・施設経営課 契約グループ
 - 提出方法：持参もしくはファクシミリによる。

7 入札方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により必ず封印の上、提出すること。
○宛先 むつ市役所 財務部管財・施設経営課 契約グループ
- (3) 到着期限 令和5年6月19日(月) 午前11時 必着
期限を過ぎて到着したものは、返却する。
- (4) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) むつ市契約事務規則(平成16年規則第2号)第6条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (6) 入札執行回数は1回とし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

8 工事費内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった積算内訳を記載した工事費内訳書を同封し提出すること。
- (2) 工事費内訳書に示す項目は設計図書等の定めるところによること。
- (3) 提出された工事費内訳書の差換え及び訂正は認めない。
- (4) 工事費内訳書の工事価格は、入札書の内容と一致していること。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する工事費内訳書は無効とする。
 - ① 金額、氏名(名称)、印影若しくは重要な文字が誤脱したもの又は識別しがたいもの
 - ② 示された項目が指定した項目と異なるもの
 - ③ 工事費内訳書の計算に誤りがあるもの
 - ④ 記載内容が明らかに合理性を欠くもの又は不誠実に作成されたと認められるもの

9 開札及び立会い

- (1) 日時 令和5年6月19日(月) 午前11時から行う。
- (2) 場所 むつ市役所第4会議室
- (3) 開札に当たっては、感染症対策のため、指定した場所において開札立会人として当該入札事務に関係のない市の職員2人以上を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の傍聴をすることはできないものとする。

10 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵送された封筒が封印されていないと認められる入札
- (3) 郵送された封筒に、工事番号、開札日及び差出人のいずれかが記載されていない入札並びに郵送された封筒と入札書の記載事項が一致しない入札
- (4) 工事費内訳書の提出がない者のした入札及び工事費内訳書の合計金額と入札書記載金額が一致しない入札
- (5) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札
- (6) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

11 同価格入札の取扱い

落札又は低入札価格調査制度実施要綱の規定による調査対象となるべき同価格の入札した者が2者以上あるときは、直ちに、くじで落札者又は調査対象となる者の順位を決定するものとする。

この場合において、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者（低入札価格調査制度実施要綱の規定により失格となった者を除く。）を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した場合には、直ちにその旨を連絡する。

13 契約の締結

- (1) 落札者は、管財・施設経営課にて仮契約締結の手続をとること。
- (2) 落札者は、仮契約締結に際し、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ① 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の締結について議会の議決を要する場合（予定価格1億5千万円以上の工事請負）は、落札者が決定した日から7日以内に仮契約を締結し、議会の同意を得た後に本契約を締結する。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (5) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要

件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

1 4 その他

- (1) 本公告に関する問合せは、管財・施設経営課に行うこと。
- (2) 入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）及び質問書等については、本公告に定められた方法以外の方法で提出されたものは受付しないので注意すること。

・問合せ先

むつ市役所 財務部管財・施設経営課契約グループ
〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号
電話：0175-22-1111（内線2172～2174）
E-mail：mt-kanzai@city.mutsu.lg.jp